

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公開（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由	予定価格 (単位：円)	契約金額 (単位：円)	落札率	再就職の 役員の 数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
JSCハイパフォーマンス事業推進に向けたアドバイザー業務の委託	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都港区北青山2-8-35	H27. 6. 15	Roger Jackson and Associates Ltd. 5777 Buckboard Rd NW, Calgary, AB, Canada, T3A 4R6	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 世界最高水準の競技経験とマネジメント実績を有する人物は世界的に稀有な存在であり、契約相手方から極めて高度かつ効果的な見地からの助言を受けることが期待できるため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	13,072,500	—	0	—	—	—	
toto販売・払戻システム改善対応 (新商品A・toto通年販売に向けた開発（プログラム構築）)	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都港区北青山2-8-35	H27. 6. 23	日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1	【会計規則第18条第4項：競争に付することが不利と認められる場合】 現に契約履行中のシステム運用保守業務の契約相手方以外が履行した場合、障害発生時の問題箇所特定が困難になる等、著しく不利な契約となる虞があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	57,997,749	—	0	—	—	—	
toto販売・払戻システム改善対応 (Jリーグ2ステージ制対応)	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都港区北青山2-8-35	H27. 6. 23	日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1	【会計規則第18条第4項：競争に付することが不利と認められる場合】 現に契約履行中のシステム運用保守業務の契約相手方以外が履行した場合、障害発生時の問題箇所特定が困難になる等、著しく不利な契約となる虞があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	13,926,708	—	0	—	—	—	
株式会社LSIメディエンスとの共同開発	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都港区北青山2-8-35	H27. 6. 24	株式会社LSIメディエンス 東京都千代田区内神田1-13-4	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 契約相手方は、世界アンチ・ドーピング機関及び日本アンチ・ドーピング機構認定による、ドーピング検査の受託検査業務を行っている日本で唯一の検査機関であり、同社に比肩する専門的な人材や専用機器を有する機関は日本国内には存在しないため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	6,812,586	—	0	—	—	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由	予定価格 (単位：円)	契約金額 (単位：円)	落札率	再就職の 役員の 数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
国立大学法人富山大学との共同研究	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都港区北青山2-8-35	H27. 6. 24	国立大学法人富山大学 富山県富山市杉谷2630	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 契約相手方は、当センターが有していない本研究に係る基礎実験の解析設備を整えており、当該研究の専門家も所属していることから、共同研究を雄大なことで優れた成果が得られることが期待できるため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	3,594,611	—	0	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。